

# 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
9	住民課	介護保険	-		
			I-1. ② 事務の概要	被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付等の事務に関し、介護保険法及び特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 (1)資格登録 (2)保険料賦課・更正・減免 (3)保険証交付 (4)資格台帳変更 (5)要介護認定申請書の交付 (6)認定結果の管理 (7)認定通知書の交付 (8)給付管理	介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 2 第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 3 保険料賦課、特別徴収額の通知 4 保険料の減免、徴収猶予等の申請 5 保険料滞納者に係る支払い方法の変更 6 要支援認定、要介護更新認定等の申請 7 居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 8 居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 9 負担限度額認定や各種減免認定の申請 10 高額介護サービス費、高額介護予防サービス費、高額医療合算介護サービス費等の支給申請  番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づいて、介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 手続のオンライン化について、窓口や郵送での書類の受入以外に、サービス検索・電子申請機能により申請された電子申請データを申請管理システムでの受領やマイナポータルのお知らせ機能での通知を行う。 公金受取口座登録制度を利用する場合、情報提供ネットワークシステムを通じて、デジタル庁より口座登録・連携ファイル関係情報を取得する。
			I-1. ③ システムの名称	介護保険システム 統合宛名システム 中間サーバ・ソフトウェア	1 介護保険システム 2 収納消込システム 3 特別徴収管理システム 4 団体内統合宛名システム 5 中間サーバー 6 サービス検索・電子申請機能 7 申請管理システム
			I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） （平成25年5月31日法律第27号） 番号法第9条第1項 別表の100の項
			I-4. ② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 （別表第二における情報提供の根拠） 第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「介護保険給付等関係情報」が含まれる1～4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項  番号法第19条第7号 （別表第二における情報照会の根拠） 第一欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「介護保険法」が含まれる93、94、95の項	番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項  （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 131、132、160の項
			I-5. ② 所属長の役職名	課長	住民課長
			I-7 請求先	住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村総務課政策財務係 電話0241-27-8800
			I-8 連絡先	福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村役場住民課	〒969-3593 福島県河沼郡湯川村大字清水田字長瀬18番地 湯川村住民課福祉係 電話0241-27-8810
			II しきい値判断項目 1.対象人数及び 2.取扱者数	平成31年1月31日 時点	令和7年12月1日 時点
			IV-8 人手を介在させる作業 （人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か）		十分である

## 特定個人情報保護評価書 修正箇所一覧

評価書番号	課	保護評価書名	対象箇所	修正前	修正後（新番号法）
			IV-8 人手を介在させる作業 (判断の根拠)		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、介護保険に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
			IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 (判断の根拠)		対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入手することがないよう、申請書様式において、手続に必要な項目のみ記入するよう注意書きを記載している。また、介護保険システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。